

自治会長等永年勤続表彰基準

昭和 49 年 6 月 1 日実施
昭和 57 年 4 月 1 日改正
平成 10 年 4 月 1 日改正
平成 13 年 1 月 1 日改正
平成 17 年 3 月 21 日改正
平成 17 年 10 月 10 日改正
平成 19 年 4 月 1 日改正

1. 表 彰

自治会長・町内会長（以下「自治会長等」という。）として 10 年、20 年その職にあった者。

ただし、合併地区については合併後に在任期間のある者に限り行い、合併前の市町村条例等により表彰された者は当該年表彰を行わない。

2. 在任期間等の計算

- （１）自治会長等の在任期間は、昭和 32 年 2 月から計算の対象とする。ただし次の地域は当該年月とし、合併前の在任期間も通算する。

曾野木，両川，大江山地区（旧村）	昭和 32 年 5 月
内野地区（旧村）	昭和 35 年 1 月
中野小屋，赤塚地区（旧村）	昭和 36 年 6 月
黒埼地区（旧町）	平成 13 年 1 月
新津，白根，豊栄地区（旧市），小須戸，横越， 亀田，西川地区（旧町），岩室，味方，潟東，月 潟，中之口地区（旧村）	平成 17 年 3 月
巻地区（旧町）	平成 17 年 10 月

- （２）期間の計算は月をもってし、毎年 10 月現在で計算する。
（３）退任後再び会長に就任したときは、その前後の在任期間を通算する。
（４）再表彰は、前回の表彰の対象とされた期間の末日の翌月からの期間をもって計算する。ただし、この基準実施前に表彰された者の在任期間はこの基準の定めるところにより再計算するものとする。

3. 表彰式及び表彰の伝達

- （１）表彰式を行い、感謝状及び記念品を贈り表彰する。
（２）表彰を受けるべき者が表彰式以前に退任又は死亡している場合は、本人又は遺族に贈る。

附 則

この基準の改正は、平成 19 年 4 月 1 日から実施する。